

総会

配布：一般

2016年1月8日

第70会期

議事日程議題 106

2015年12月17日に総会により採択された決議

〔第三委員会の報告書 (A/70/490) に基づく〕

70/176. 女性と女児のジェンダー関連殺害に対して行動を取ること

総会は、

女性と女児のジェンダー関連殺害に対して行動を取ることに関する2013年12月18日の総会決議68/191、とりわけ女性と女児を含む、全ての者にとってのあらゆる人権と基本的自由を促進しまた保護する義務を想起し、

女性と女児のジェンダー関連殺害の異なる兆候の世界的流行が、憂慮すべき大きさに達していることに深く懸念し、そして殺人の女性の犠牲者の二人に一人は、彼女の親しいパートナーまたは家族の一員により殺害されたこと¹に特に留意し、

紛争のものを含む、あらゆる状況における性的暴力の惨害および女性と女児の対象を特定した大量誘拐、レイプや殺害をまた深く懸念し、

女性に対する暴力、その原因と結果に関する人権理事会の特別報告者の報告書²および女性に対するあらゆる形態の暴力を取り除くための取組を加速すること；暴力の対象となった女性に対す

¹ 国際連合薬物犯罪事務所により準備された殺人に関するグローバル・スタディ 2013を参照。

² A/HRC/20/16。

る救済に関する 2012 年 7 月 5 日の理事会決議 20/12³を想起し、

女性と女兒に対する暴力に関する相乗作用と関連性を創造することおよび／または強化することに関する国際連合人権高等弁務官事務所の報告書⁴そして女性に対するあらゆる形態の暴力を取り除くための取組を加速すること；レイプおよびその他の形態の性的暴力の防止と対策に関する 2013 年 6 月 14 日の人権理事会決議 23/25⁵をまた想起し、

女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を取り除くための取組の強化増大に関する 2014 年 12 月 18 日の総会決議 69/147 を更に想起し、

北京行動プラットフォーム⁶の 20 年レビューに焦点を絞った、その 59 会期の女性の地位に関する委員会により採択された第四回女性世界会議の 20 周年にあたっての政治宣言⁷に感謝しつつ留意し、

決議 68/191 により負託されたように、2014 年 11 月 11 日から 13 日までバンコクで開催された、女性と女兒のジェンダー関連殺害に関するオープンエンドな政府間専門家グループの会合の主催国を務めたことと議長を務めたことについてタイ政府に総会の感謝の念を表明し、

上記の専門家グループ会合の勧告⁸に感謝しつつ留意し、

社会的および経済的課題に対処するためまた国内のそして国際的なレベルでの法の支配を促進するため犯罪予防と刑事司法をより幅広い国際連合アジェンダに統合することに関するドーハ宣言、そして住民参加⁹、女性と女兒のジェンダー関連殺害を含む、あらゆる暴力行為からの女性の十分な保護を促進するため、国の戦略と計画を策定することと実施することにより刑事司法制度にジェンダーの視点を主流化するための、とりわけ、加盟国の努力を歓迎し、

³ 総会公式記録、第 67 会期、補遺 No.53 および正誤表 (A/67/53 and Corr.1)、第 IV 章、A 節を参照。

⁴ A/HRC/23/25。

⁵ 総会公式記録、第 68 会期、補遺 No.53 (A/68/53)、第 V 章、A 節を参照。

⁶ 第四回世界女性会議報告書、北京、1995 年 9 月 4 日 - 15 日、(国際連合出版、Sales No.E.96/IV.13)、第 I 章、決議 I、添付文書 II。

⁷ 経済社会理事会公式記録 2015、補遺 No.7 (E/2015/27)、第 I 章、C 節、決議 59/1、添付文書。

⁸ E/CN.15/2015/16 を参照。

⁹ 決議 70/174、添付文書。

公的および私的側面における全ての女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を取り除くことの並びにポスト 2015 開発アジェンダ¹⁰の文脈における、あらゆる形態の暴力およびあらゆる場所での関連する死亡率を著しく減らすことの、重要性を強調し、

国家は、女性と女兒を含む、全ての者のためのあらゆる人権と基本的自由を促進しまた保護し、女性と女兒に対する暴力行為を予防しまた調査するための措置を講じそして、たとえそのような犯罪の実行者が誰でも、責任を有する者を訴追しそして罰し、また刑事責任の免除を取り除く義務があることをまた強調し、

女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を予防することと対抗することにおいて国際連合制度により着手された活動に謝意を表明し、

その各々の共同体における調査および直接行動を通じた、女性と女兒に対する異なる形態の暴力に対処することにおける、多くの市民社会組織、並びに学界の相当な情報を感謝の念をもって考え、

女性と女兒の大量殺害を非難している国内のまた国際的な司法決定に留意し、

女性と女兒のジェンダー関連殺害に関する刑事責任の免除の高い水準および女性と女兒に対する暴力が、世界で最も少ない訴追されたそして罰せられた犯罪の一つであるという事実に不安を残したまま、

1. 加盟国に対し、女性と女兒に対する暴力行為、とりわけジェンダー関連殺害を、国内法に従って、予防し、調査し、訴追しそして罰するための措置を講じること、および女性と女兒に対するこれらの凶悪な犯罪を犯したことについて責任を有する者に対する刑事責任の免除を終わらせるためあらゆるレベルで行動することを促す。

2. 加盟国に対し、女性と女兒のジェンダー関連殺害に対するその刑事司法対応を、とりわけそのような犯罪のあらゆる形態を調査し、訴追しそして罰するための自らの能力を支援するための措置を講じることにより、強化すること、そして被害者およびその家族または扶養家族に対する、

¹⁰ A/68/970 and Corr.1 を参照。

適切な場合には、賠償、補償および／または必要な法的、医療的、心理的そして社会的支援を提供する自らの能力において措置を考慮することをまた促す。

3. 加盟国に対し、適切な場合には、国際連合越境組織犯罪防止条約およびその議定書¹¹並びにその他の関連する国際的な法的文書を批准することかあるいは加入することによるものを含んで、ジェンダーに基づく暴力に関する犯罪問題における国際的な協力と良い慣行の交換を高める方法を考慮することを奨励する。

4. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約¹²およびその選択議定書¹³、児童の権利条約およびその選択議定書¹⁴並びに国際刑事裁判所のローマ規程¹⁵の締約国に対し、それらの文書を効果的に実施することを奨励する。

5. 加盟国に対し、2014年11月11日から13日までバンコクで開催されたその会合で、女性と女兒のジェンダー関連殺害に関するオープンエンドな政府間専門家グループにより勧告されたような、既存の現実的な手段、すなわち女性のジェンダー関連殺害の調査のためのラテン・アメリカ模範議定書および女性殺しの犯罪の効果的な調査のための勧告¹⁶を考慮することを招請する。

6. 加盟国に対し、女性と女兒に対するあらゆる暴力を助長し、正当化しあるいは寛大に取り扱う態度や社会的要因に対抗するため、女性と女兒のジェンダー関連殺害を含む、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を予防するための、早期のまた継続した教育計画、地域の結集および意識向上を含む、統合されたまた包括的な戦略を促進することを奨励する。

7. 加盟国に対し、早期の介入およびリスク評価を通して、ジェンダー関連殺害のリスクを減らし、女性と女兒のジェンダー関連殺害を予防し、調査し、訴追しそして罰するため相当の注意を行使し、法の下での女性の平等の保護と司法に対する平等のアクセスを確保し、刑事司法制度における二次被害のリスクを最小化するため女性と女兒のジェンダー関連殺害の予防、調査、訴追および罰に対する統合された、学際的なそしてジェンダーに敏感な対処方法を採用することを考慮し、そ

¹¹ 国際連合、条約集、第 2225 卷、2237 卷、2241 卷および 2326 卷、No.39574。

¹² 同書、第 1249 卷、No.20378。

¹³ 同書、第 2131 卷、No.20378。

¹⁴ 同書、第 1577 卷、2171 卷および 2173 卷、No.27531 卷並びに決議 66/138、添付文書。

¹⁵ 国際連合、条約集、第 2187 卷、No.38544。

¹⁶ E/CN.15/2015/16、第 8 項を参照。

して適切な制度を策定した遺体と行方不明者を特定する法廷調査のための能力を高めるため、女性に対する暴力に対する統合されたまた包括的な対応を採択することを促す。

8. 加盟国に対し、国際基準を考慮しつつ、紛争の状況を含む、あらゆる状況において犯された女子と女兒に対するレイプおよびその他の形態の性的およびジェンダー関連暴力を、犯罪として扱い、訴追しそして罰することを奨励し、そして適当と認められる場合に、関連する利害関係者に対し、国内機関、とりわけ法執行、司法および保健制度、並びにジェンダー関連の暴力により影響を受けた女性と女兒に対し持続可能な援助と司法へのアクセスを提供する現地の市民社会ネットワーク、の能力の開発と強化を支援することを促す。

9. 加盟国に対し、女性と女兒に対するジェンダー関連殺害の実行者に対する適切な刑罰が、整いそして犯罪の重大さに対して相応であることを確実にすることをまた奨励する。

10. 加盟国に対し、市民社会の重要な役割を利用しつつまた適当と認められる場合に、司法制度、訴追サービス、法執行機関、保健および社会サービス並びに地方と地域の当局を含む、全ての関連する国家機関の間の効果的な協力を確保しつつ、被害者を保護しそして支援することを求める。

11. 加盟国に対し、被害者および遺族が自らの権利を知らされそしてその尊厳、福祉および安全を考慮しつつ、適切な場合には、刑事手続に参加することができることまた被害者が適切なサービスを通して支援されることを確保することを促す。

12. 関連する国際連合組織および機関、とりわけ国際連合犯罪薬物事務所、国際連合人権高等弁務官事務所およびジェンダー平等と女性の地位と能力の向上のための国際連合機関（UN-ウィメン）に対し、要請に基づいて、女性と女兒のジェンダー関連殺害に対処しまた予防するため、国の、地域のそして国際的なレベルで、戦略と政策を策定することと実施することにおいて、加盟国を支援し続けることを奨励する。

13. 加盟国および国際連合薬物犯罪事務所、高等弁務官事務所、UN-ウィメンおよび国際連合のその他の特別基金並びに計画を含む、関連する国際連合組織と機関に対し、女性と女兒のジェンダー関連殺害に関して認識を高めることを奨励する。

14. 加盟国に対し、統計委員会により是認された統計目的のための犯罪の国際的分類に従った、女性と女兒のジェンダー関連殺害に関する資料を収集し、分類し、分析しまた報告すること、そして、適当と認められる場合に、可能な範囲で、市民社会、学界、被害者の代表並びに関連する国際機構と関与したそのようなデータの収集および分析の技術的なまた道義上の側面について関連要員に適切な訓練を提供することを奨励する。

15. 国際連合犯罪薬物事務所および国際連合犯罪予防並びに刑事司法計画ネットワークの研究所に対し、特に、資料の収集、分類、分析および報告の標準化に関連して、女性と女兒のジェンダー関連殺害に関する関連する調査を実施しそして調整することを続けることを要請する。

16. 国際連合犯罪薬物事務所に対し、加盟国と共同して、その異なる形態と様式を示すため、この現象に関する関連する利害関係者からのを含む、分類された資料を含んでいる、世界的なレベルでの女性と女兒のジェンダー関連殺害に関する分析的研究を準備することをまた要請する。

17. 国際連合犯罪予防並びに刑事司法計画ネットワークの研究所に対し、そのような犯罪をより効果的に予防すること、調査すること、訴追することそして罰することの方法と手段を促進する目的で、その活動計画に女性と女兒のジェンダー関連殺害の問題を含めること、また適切な訓練材料を開発することを招請する。

18. 加盟国およびその他のドナーに対し、国際連合の規則と手続に従って、上述した目的のために特別予算の拠出金を提供することを招請する。

19. 事務総長に対し、本決議の実施について総会の第 72 会期に報告することを要請する。

第 80 回本会議

2015 年 12 月 17 日